

第十三回 参議院水産委員会 會議録 第三十二号

昭和二十七年五月十四日(水曜日)午後一時四十三分開会

委員の異動

五月九日委員三輪貞治君辞任につき、その補欠として佐多忠隆君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 木下 辰雄君
理事 千田 正君
委員 青山 正一君
秋山俊一郎君
藤野 繁雄君

政府委員

農林政務次官 野原 正勝君
水産庁長官 塩見友之助君
運輸省港灣局長 黒田 静夫君
経済安定本部長 今泉 兼寛君
設交通局長 兼寛君
事務局側

常任委員 岡 尊信君
会専門員 林 達磨君
常任委員 林 達磨君
会専門員 林 達磨君

説明員

水産庁漁政部長 伊東 正義君
水産庁生産 林 真治君
部漁港課長

参考人

静岡県舞坂町漁 堀江 寅藏君
業協同組合長
静岡県新居町漁 前田 勇君
業協同組合長

本日の會議に付した事件

○日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の

操業制限等に関する法律案(内閣送付)

○電源開発促進法案に関する件

○水産物増産対策に関する調査の件(漁港問題に関する件)

○委員長(木下辰雄君) 只今から委員會を開会いたします。

今回予備審査として本委員会に付託となりました日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律案を議題に供します。先ず提案理由の御説明を願います。

○政府委員(野原正勝君) 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

この法律案の目的としますところは、安全保障條約に基いて駐留する合衆国軍隊の訓練等のため、一定の水面が、日米合同委員会協定して使用せられる場合におきまして、その水面における漁船の操業が駐留軍の訓練等の支障とならないように、これを規制する半面、これによつて漁業経営上損害をこうむつた漁業者の損失を補償することにあります。

先ず漁船の操業の規制の点について御説明いたしますと、漁船の操業の制限又は禁止を行いますのは内閣総理大臣であります。あらかじめ農林大臣の意見を聞いて行うこととなつております。

ます。この操業の制限や禁止を行いますのは、行政協定に基き合同委員会協定せられた範囲における使用水面に限られるわけでありまして、右の合同委員会においては、我が国の漁業の実情を十分反映し、駐留軍の水面使用の目的を達し得ると共に、漁業における被害を最小限にとどめるよう折衝して行なうのであります。

次に損失補償について御説明いたしますと、その要点は、第一に、この損失補償を受ける者は、操業を制限又は禁止されたところの、その水面で、従来適法に漁業を営んでいた者であつて、而もこの制限又は禁止によつて漁業経営上損失を受けた者であります。

漁業権又は入漁権に基いて漁業を営んでいる者は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基き行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法によつて、その権利を收用又は使用せられ、その際補償を受けましたため、この法律による損失補償の対象とならないことを予定してあるものであります。許可漁業を営んでいる者その他適法に漁業を営んでいる者がその対象となつてい

るのであります。なお補償すべき損失の範囲は、漁船の操業の制限又は禁止によつて発生した損失であり、且つ漁業経営上生じた損失のうち通常生ずべき損失といたしました。これは操業の制限又は禁止と密接な因果関係のある範囲に限ることを意味するのであります。

第二に、損失補償の申請手続であります。これは都道府県知事を経由して内閣総理大臣に対して行うこととし、知事はこれにその意見を付けて内閣総理大臣に進達することとしたしました。これは都道府県知事が被害を受けた漁業者の実情に精通していると考えられるからであります。

第三に、損失補償額の決定は、内閣総理大臣が決定しまして、都道府県知事を通じて申請者に通知することとし、補償金は、一定期間内に交付することとしたいたしました。これらの事務の実施には、調達庁長官が当ることを予定しております。第四に、補償申請者の利益を保護する措置といたしまして、異議の申立と増額請求の訴えを認めているのであります。

最後にこの法律案の意図するところは、駐留軍による水産物使用によつて漁業者のこうむる損失に対して適正な補償を行うことを制度化しまして、漁業経営上の不安を除き、その保護を図ることに重点を置いて考へていられる次第であります。

以上申述べましたところが本法案提出理由の概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、速かに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(木下辰雄君) 只今野原政務次官から提案理由の御説明が、一通りですが、この法案の内容について一通り事務当局からも御説明を願います。

○説明員(伊藤正義君) 私から極く簡単にこの法案の趣旨を御説明いたします。今政務次官から提案理由の説明が

ありましたので大体盡きておるのであります。従来この合衆国軍隊によりますところの演習関係につきましては、従来やつておりました方法は、司令部のほうから命令が出まして、それに基いて海上保安庁が告示を出しまして、いつ何日からどういふ所で演習をする、そこへは立入つてはいかぬとか、危険区域であるといふような告示を出しまして、一般の漁業者が注意を喚ぶておると、それから補償につきましては、これは終戦処理費の中から補助費が出ていたといふような形になつております。そしてこれは講和発効後行政協定に伴ひまして、今合同委員会

で施設乃至区域の提供といふようなこととで協議を進めておる次第であります。そこでこの法案は要するにどういふ手続で、この漁業の操業制限をどういふ恰好でやつて行くか、今までは海上保安庁告示でやつていたのでありますが、今度はそれに代る方法を第一條で書いてあります。それから補償につきましても、これは従来は昭和二十五年の九月でありましたかの閣議決定によりまして補償をいたしたおつたものであります。これも第二條におきましてはつきり法律で今度は損失補償をやつて行くといふようなことを書いてあります。

それから第三條以下は、これは補償金に関する損失補償の申請の手続とか、或いは交付の手続、それから増額の要求でありますとか、いろいろ今までの規定はありますんで、大

体今まで通りの例で行きますと、農林省、調達庁、それから大蔵省で話合をしまして、一応このぐらゐということ金を各府県に割当しまして、各府県がそれを又被査調査委員会というのを作りまして、そこで相談をして、演習によりまして被害を受けました者に対して損失を補償したという形で、それ以後その補償が多いとか少ないとか、或いはこれについて不服、或いは異議がありません場合に、これを救つて行くというふうな途はなかつたのであります。これが、それはこの法律ではつきりしたわけでありまして、それで最も主な点は、この第一條と第二條が眼目でございます。

それでこの第一條には総理大臣が農林大臣の意見を聞きまして、一定の区域と期間を定めて漁業の操業の制限をするというふうな書き方になつております。それでこの総理大臣にいたしました理由は、たしか提案理由にも説明があつたと思つておりますが、漁業権漁業につきましては、今国会に提出になつておりますところの例の土地等の使用等に関する特別措置法という、土地収用法の特別法のようなものが今出ております。この法律によりまして漁業権については損失補償があるわけなんです。これは総理大臣がやはり補償をする、使用の制限とか、或いは補償につきましても総理大臣がこれをすることになつておりますので、許可漁業なり、自由漁業につきましても、これはやはり同じ総理大臣が区域も定め、損失の補償もやつて行くというので、許可漁業、自由漁業、漁業権漁業も一緒に扱つたらいいのじやないかという趣旨で、総理大臣がこれをや

ることになつております。ただその場合一番関係があります区域なり、期間の問題につきましては、農林大臣の意見を聞いて行くことになつております。それでこの区域、期間等につきましては、実はまだはつきりはいたしておりません。現在合同委員会のサブロミツチイで、この私委員長になつておるのであります。日本側の関係官庁のかたへ、向うと、今どういふ種類の演習をするというふうなことは、今向うと交渉いたしております。今進んでおりますので、総理大臣がこれを決定されるということになりましても、實質的にはその期間とか区域を定めることは農林省が中心になつてやつて行くというふうな形で今進んでおります。

それからここに書いてありますように、これは「アメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍の使用に供する水面」であります。その他英露軍であります。とかいふものにはこの法律の適用は一応はございません。我々今この演習の区域とか期間の交渉をしておるのであります。これにつきましても、英露軍の区域が実はあるのであります。これは今議題には上つておりません。これは我々実は新聞を通して知るだけでありまして、なおアメリカ合衆国軍隊を除いた国連軍に關しましては恐らく別途な取極があつて、その取極によつて又こういう演習をするというふうな場合には、この補償をやつて行くというふうな形にならうかと思つております。それから同じような問題で日本の国内の問題でございますが、例えば警察

予備隊でありますとか、或いは海上保安庁の關係で演習をするというふうな場合におきます補償の問題でございます。これも一応この法律では触れておりません。これをやりませう場合には、やはり或る種の特別な立法が要らうかと考へております。それでこれは第一條で漁船の操業の制限だけ書いておるのであります。漁船を使ひませぬような漁業を考へて見ますと、大体共同漁業権でありますとか、区画漁業のようなものになります。漁業権漁業が多いので、これはさつき申しました別な法律で補償ができるというふうなことを考へまして、一応これは漁船の操業を制限するというので許可漁業なり、自由漁業は、これは救へるのにはなからうかというふうに考へております。

それから第二條關係でございます。これは適法に漁業を営んでいたというところ、通常生ずる損失を補償するということがこの重要な二つの問題でございます。適法に漁業を営んでいた者は、我々の解釈いたしましたのは、漁業法の六十五條ですか、六十五條でやりますところの農林大臣なり、知事さんのやりませう許可漁業でありますとか、或いは漁業法の五十二條であります。指定漁業がございまして、それも許可漁業であります。それから水産資源保護法の四條の規定で、やはり許可漁業があるのでございまして、こういう法律に基いてやつておられますところの許可漁業と、それからそのほかにその区域でやつておられますところの許可を要さんでやつておられます自由漁業がここで補償されるというふうには規定いたしてあります。

す。まあ適法に漁業を営んでいる者というのには、今申上げたようなものというふうには我々は考へております。それから漁業経営上こうむつた損失で通常生ずべき損失ということになつております。この通常生ずべき損失につきましては、これは従来土地収用法等でもこれと同じ考へをいたしておるのであります。さつき申上げた漁業権漁業につきましても、同じ考へをいつておられます。これは従来補償の仕方は大体平年の漁獲量とそれに漁獲を掛けまして、その総収入に割当てられるのであります。その収入に割当てられるものは四二％であるというふうな方法をやつておられます。その六〇％とかいふ数字で掛けたものを従来補償としてこれは出してあります。それで従来出したのは二十六年までで四億一千二百萬ぐらゐの金をさういふふうな形で補償をいたしてあります。これは今までは大蔵省とさういふ話合でやつておつたのであります。この法律の二條でそれでは通常生ずべき損失とは法律上どういふふうになつておるかというふうなことにつきましても、実は大蔵省と或る基準の話合はまだ完全にはついておりません。これは通常生ずべき損失で一つ一つの場合によりまして、これは違つたわけなのであります。本当は一つ一つこれは當つて行くというのが筋であらうかと思つておりますが、まあ今まで大蔵省が昨年までやりました算式の中で我々が今考へておられますのは、やはり先ほど申上げた平年の漁獲量と魚価を掛けました四二％、これは安本でやりました国民所得を計算しました場合の漁業關係の所得が大

体四二％になつて、それをとつておるんであります。それと、それから当該年度の演習によつて漁獲量が減ります、その減つたものに魚価を掛けましたの四二％との差額というものの基準は一応何かと言われますと、今までやつておりました方式から言つて、それが通常生ずべき損失の基準なら基準というふうに一応は考へられるのではないかと考へておられます。昨年までは、それに他の六〇％とか何十％とかいふふうなことで、それを又減らすというふうなやり方をやつていたのであります。今年はその方法でやります。今年はその方法でやります。これはまだ大蔵省と正式な話合はついておりません。我々が今申上げたような算式でこれをやつて見ますと、大体漁業権漁業、それからここにあります。この法律で行きますところの許可漁業、それから自由漁業を入れます。演習区域が去年までやりましたまの区域で、それから演習の頻度、一年何回やるか或いは演習の内容というものが従来通りというふうなことをまあ仮定して計算して見ますと、大体十億ぐらゐの金になつておられます。それぐらゐの金を補償しなければならぬのじやないかという数字が一応出ておられます。これは区域が変る、或いは演習の内容等が変りますれば又この金額は当然變つて来るものと思つております。この予算的な措置はこれは防衛支出金でありましたか、大蔵省の予算に計上されておりますが、その中から支拂われるというふうな形になつております。大体法律の眼目はこの一、二、三、四、五、六、六條は大体その申請の手續とか何か

年の予算を以ては完了できない。それで二十四年災、二十五年災、二十六年災はまた来年度以降の問題として残るわけでありませぬ。これに要しまする国費の総額は大体三十三億円余りになるわけでありませぬ。これは昭和二十八年度以降の災害復旧予算を以ちまして実施をしなければならぬということになるわけでございます。今年の災害復旧の予算は大体十三億四千万円となつております。この数字を、仮に先ほど申し上げましたような関係で基礎にして考えますならば、やはり二年半乃至三年を要する、少くとも二年はかかる、こういうことに相成るわけでございます。災害復旧につきましても御承知の通り成るべく早くこれは完了しなければならぬ性格のものだと考へるのでございませぬが、現実の予算はそういうふうになつておりますので、なお三年間ぐらい要しませんと今後年度災害の完了ができない、こういう実情になつております。簡単にございませぬが、実情を只今御説明申上げました。

○秋山俊一郎君 只今の御説明によりまして、現在まで着手してやつて参りましたのと、新規に今後着手すべきものが百五十あるというお話でありませぬが、概統中のものを合せますと更に四百二十何がしというふうなことに明年度はなつて来るのではないかと思ひますが、当初この四百五十港を三カ年でやらうという計画を立てたのは單に水産当局と申しますが、農林当局自体だけの計画であつたのか、それともこの政府としての計画であつたのか、その点を伺いたいと思ひますが、いづれにいたしましても今のお話によりまして、非常に長い年月がかからなければ

ば当初の第一次計画四百五十港すらも整備して行くことはできない。更にこの四百五十港以外に第二次、第三次として指定し、整備計画に盛り込むべきものが相当あるのではないかと思ひますが、その点はどういふことになつておりましたか。第二次以降のお見通しを伺ひたいと思ひます。それと同時に今のこの十四、五年もかからなければならぬ第一次計画を完了するに於いては、五年もかからなければならぬ十四、五年もかからなければならぬという事は、現在の水産業の情勢からいつて到底そこまで待つて居るわけには行かないと思つて居るのですが、これに對する当局の方針はどうか、これに對する進歩はどうか。予算が来年度から急激に増えればできませぬけれども、今お話を伺ひたい。又過去の例から見ましても、その急進に殖えるということも期待できないような感じがするのですが、そういう場合にはこれをどういふふうにして行くか、やはり十四、五年かかつてもほつ／＼やつて行くつもりであるか、その点のお考えを伺ひたいと思ひます。

○説明員(林真治君) 一応お答え申上げます。計画年期的の問題であります。これは先ほど申し上げ方が足りなかつたかと思ひますが、当初私どもは整備計画を立てるに當りましては期間を定めまして、期間のありまする計画で進みたいと、こういうふうな農林省としては考へてやつて来たのであります。法律上から申しますと、毎年度予算の許す範囲内での事業の実施をするという規定がございませぬので、まあ余り差支へはないように考へましたので、三カ年着手、六カ年完成という月途を定めまして進んで来たわけでありませぬ。これを以ちましていろいろ関係当局とも御相談をしたわけでありませぬ。この解釈なり、考へ方なりにつきまして意見の一致を見るに至りませぬために、閣議の決定を経まして、国会の承認を得ました計画におきましては、期間は一応定められておりました。従つて緊急に着手すべき、事業化すべきものという意味で第一次整備計画、こういうふうになつております。

それから今後の問題でございませぬが、お話のごとく第一次に取上げましたものは、緊急に整備をしなければならぬというものがございませぬ。四百五十港だけを取上げたわけでありませぬ。これは最初は今申上げましたような計画の期間を考へました関係上、こういう数字を定めたわけでありませぬが、それ以外のものが今後整備計画を立てましても、事業の第一次整備計画に続きましても、事業の実施を固らなければならぬというものが多数あるわけでありませぬ。これらにつきましては只今いろいろ私どものほうで検討いたしてございませぬ。成るべく早く次の方向を定めたい、こういうふうな考へておられます。なお今後の実施の問題につきましては、まあできるだけ努力をいたしまして、予算の増額を図るといふことと進むようにいたしたい、こういうふうな考へます。

○秋山俊一郎君 水産庁の御努力も、現在の国家財政から言つて並々ならぬものがあると思ひますが、従来この水産施設に對しての公的公共事業費と申しますか、こういうものが特に少い感じがするのでございませぬが、今日日本のお食糧の問題を考へまして、海陸両面の食糧増産ということが叫ばれておる際に、漁船の安全を図るといふことは最も大切なことでありまして、今日業者も終戦後非常に疲弊してございませぬ。又資材等の面におきましても窮乏な場合に、あたかも船を損傷するといふことは、私的に、公的に、非常な損害があることになつておるから、このことについて漁船の損害というものについて、年々台風等によつて非常な損害を受けておる、そこに一日も早く漁船の安全なる定製港を作るといふことが最も必要であり、又生産されたものを最も効率的にこれを利用するところの港の設備というものが、今日非常に必要だと考へるのでございませぬが、この公共事業費の配分につきまして、我々は常に水産が非常に僅少であるといふことを遺憾に思つておられます。この問題につきまして、安本当局は水産問題をどういふふうにお考へておられるか、公共事業費の配分等は安本本部のほうでお願いになつておると思ひますが、今果さんに御所見を承つておきます。

○政府委員(今泉兼君) 今の御質問は非常に重要な問題でございませぬ。こういう問題については、実は私どもの長官からお答えするのが適當かと思ひますが、今日都合で見えられませぬので、これは長官を代表するといふふうなことでおとり願つては甚だ僭越になりますので、ただ私どもが、公共事業編成に特に私は三年ほど従事して参りました体験から、私の率直な意見を申し上げて見たいと思つたのであります。今御指摘になりました通り、確かに漁船整備計画の必要性なり、漁船整備計画が、ほかの食糧増産関係等に比べて立ち遅れであるという状況は、私

況等を拜見いたしました痛切に感じておる次第でございませぬ。その点全く御指摘の通り同様に感ずる次第でございませぬ。然らばなぜ従来漁船関係にさういふ配分関係が、一般の農業に比べて立ち遅れになつたかといふこと、又率直に私どもはその事実を認めなくちやならぬと思ひますが、何として私はこれは農林行政全般の問題であらうと思ひますが、どうしても主食のほうで重点になつて、まあ魚などは副食以下という觀念が国民一般の常識、或いは要路のかたのやはり常識的な考へ方がそこにあつて、同じ力の入れ方等についても、やはりこの副食的な水産関係ということが二次的に考へられておつたんじゃないか。それが従来一般の主食関係の増産計画に比べて、水産関係が立ち遅れになつておる根本の原因じゃないか、と私は率直に考へるのでございませぬ。従つて公共事業費等の配分につきましても、これは單に水産関係に限らず、一般の公共事業費の総額というものが、私どもが年来主張している額をやはりかなり下廻つた程度で毎年決定を受けておる。まあ二十七年度の予算にしても私どもとしては、千五百億内外くらいの公共事業予算は組むべしという強い信念を以て大蔵当局その他とも折衝したのでございませぬが、結果は御承知の通り千二百億未満という状況でございませぬ。そのきまつた公共事業費の配分について、水産関係が今御指摘の通り、同じ総額の中でも水産関係の配分が少いんじゃないかという御指摘の点であらうと思ひます。私も率直にその認めざるを得ないのであります。併し、こういう問題は私どもがきめる

のではなくて、閣議なり或いは党なり
の政策として御決定になつて、今日き
まつておる額は、昨年比べて、割合
は確かにほかの公共事業費に比べて、
二十六年度に比べて、二十七年の増
加割合というものは、そのほかの公
事業費の増え方については、そうひ
けをとつておりませんが、従来の二十
六年度、二十五年等の予算額がかな
り低目にきまつておる。従つてそれら
割合は増額はしておるが、総額にお
て余り殖えておらない、こういう状
況は率直に申上げて、主食の偏重と申
しますか、そこに根本のあれが根ざし
おるのじゃないか、こう考えます。従
つて二十七年の予算は二十六年度に
比べて割合はかなり増しております
が、全般の漁港整備計画から勘案いた
しますと、今林漁港課長が申上げまし
た通り、今の状況では十数年もかか
るのじゃないか、こういう状況に相成つ
ておる次第でございます。私どもとい
たしましては、単に水産だけからい
なく、公共事業関係全般として見てお
ります際に、重要な点は、どれもこれ
も重要であり、而もそれが計画の何分
の一も実現されてないという状況で
ございますので、配分に当つては、でき
るだけ重点関係に考へて編成してお
る次第でございますが、先に申上げまし
た通り、公共事業費全体の枠が小さい
ということ、その配分関係について
は、やはり重点予算といふことの組み
方が、党なり或いは政府なりの考へ方
で大体その大筋の枠がきまつて、こうい
う状況なのでございまして、私どもと
してはまあ二十七年までは過ぎたこ
とでありますから、二十八年の予算
につきましましては、先ず第一に公共事業

費の枠をもつと増したいという考へ方
は、従来とも捨てておりません。但し
見通しはどうかということに相成りま
すと、私は今後治安関係、国防関係
という費用も相当今後細まなくちやな
らんで努力はいたしますが、明年度
以降千二百億内外の公共事業費が大幅
に殖えるということは余り期待できな
いのじゃないか、こう考へる次第であ
ります。併し期待できないからと言つ
て今の公共事業費は十分とは考へてお
りませんので、私ども今後とも予算の
編成に当る事務局といたしましては、
もつと総枠を増したい、そうして増し
て、その配分関係も従来の割合に比
べてもつと増加したい、こう考へてお
る次第でございます。

漁港につきましましては、今年の新規の
港敷を入れる際にも、単に今年だけの
予算から見ますと、内地七十港、北
海道二十港などという大きな数は入ら
ないでございます。それだけ入れられ
ば、来年度以降継続関係になりまし
て、非常に姿の悪い恰好になる。一港
当りの竣工年限が非常に長引いて来
る。こういうことで今度の十七億内
外の予算では、内地七十港、北海道二
十港という数は非常に無理だといふこ
とを、私たちが全体計画を見て感じた次
第でございますが、これは来年度以降
の或る程度の予算の増額といふことを
見越して、今年からあと二十八年度、
二十九年度という全般の姿、その姿も
もつとやはり漁港予算が増すという前
提に立つて、この内地七十港、北海道
二十港を認めた、こういう状況でござ
います。従つて私どもの努力目標とし
ては、全般の枠を増すこと、それか
らきまつた範囲内においては漁港関係

はもつと重点を置いて、食糧増産の一
環として、単に主食偏重でなくて、漁
港関係についてももつと重点的に考へ
べきものであると考へておる次第で
あります。

○秋山俊一郎君 只今の御答弁のよう
に主食偏重といふことでありますが、
果してそれが主食偏重であるか、或い
は人間の頭数によつてそういうように
考へられるのか、その点は必ずしも主
食ではなくて、やはり人間の多い農業
のほうに重点が行くといふことは、今
日の政治状態から言つてこれは止むを
得ないことかと考へますけれども、元
来水産の生産物といふものは、日本の
国民の保健上に如何に重要なものであ
つたかといふことは、戦争中水産物の
減少したときにはつきり出て来たと思
うのであります。殊に水産物は国民の
保健のみならず、外貨獲得の面にも大
きな役割を演じておる。かような点か
ら考へますといふと、主食の食糧重点
主義といふことは考へられないと思
うのです。勿論米麦等の主食が欠乏し
たのでは困りますけれども、同時に車の
阿輪のごとく主食、副食、我々は今後
は副食といふ言葉でなしに、水産物も
主食として行くよきな方向に食生
活を変えなければならぬと思つて
おりますが、その際に、一つ役所の中
心からしてそういう点を是正されまし
て、本当に仕事の重要性から公共事業
といふものの配分をして頂きたいと思
います。今日四百五十港を第一次の整
備計画に織込みましたが、港として更
にやつて行かなければならぬものが、
二千数百ありますが、今日のような進
捗状態では何年かかつたら港ができる
のか、見当もつかない状態でありま

す。殊に私が痛切に感じますことは、
毎年々々台風その他の風水害による災
害といふものが、例外なく十億乃至二
十億、三十億といふものが毎年出て来
る。それを考へて見ますと、漁港の整
備を要するものが今申上げましたよう
に二千数百もある。そのうち先ず第一
に四百五十港を緊急に取上げて見て
も、これが遅々として進まない。今後
今日のような状態で行けば十四、五年
もかかつて辛うじて四百五十港がど
うかならうかといふことであつて、残
余のものはいつになつたらできるかわ
らない。従つて水産当局といたしまし
ても、又漁村の計画を立てる者とし
ても、何とかして割り込みたいとい
う猛烈な運動もございまして、そうし
てそれを割当てた額といふものは非常
に僅少な額を割当てて行く、例へば八
八港を渡りましても、初年度における
金は極めて僅かである、或いは二年
も僅かである。毎年々々二港でも多
くこれを手を着けようといふことは、着
けてもらうほうも、又着けるほうも同
じ考へて、人情であります。そのため
にややもすれば脆弱な港ができる。数
はできたが、質の整わないものができ
る。従つて一郡一風が来ると、あつちも
壊れた、こつちも壊れたといふことで
災害復旧費を見ますと、新たに工事を
起す費用と比べて大して変らんくら
いの復旧費がかかる。これでは賽の河原の
石を積むよきなものでないかと思
う。だからして先ず金額をやはり初年度か
ら多く配分して、港敷を減らしてでも確
かな丈夫な港を作るといふことにしな
ければなりません。こうすると、今の状
態ではまず、これは必ずかしくなる。
ですから今後できるだけ一つ予算面
においてもそういう点を勘案されまし
て、安本当局におかれましては、水産
のこの施設を、これはもう永久に続く
ものではない、或る程度行けばできて
しまふのでありますから、早く完全な
ものを作らせるといふ意味におきまし
て、従来非常に立ち遅れた水産施設を
成るべく早く歩調を合せるように一つ
御盡力願いたいと思ひます。我々も
それがためには、今後できるだけ努力す
るつもりであります。元のほうでそ
れが整わないといふと実を結ぶこと
にならないのでありますから、その点特
に私は要望しておく次第であります。

それからもう一つ伺いたいのは、第
一次の計画の中で、運輸大臣との間に
協議の整わないものがまだ二十五港あ
るといふ面から整つておらんか、水産当
局から御説明願いたい。

○説明員(林真治君) 只今お話のござ
いました指定の問題でございますが、
これは第一次に取上げましたものにつ
きましては、大部分協議が成立いたし
ましたわけでありまして、二十五港とな
つておりますが、これにつきましては、
只今いろいろ運輸省の御当局とお話合
を進めておるわけでありまして、港の性
格によりまして、まあ漁港にすべき
か、一般港として扱ふべきかとい
うものもございまして、割ります場合
の区域のきめ方についてまだはつきり
結論の出ないといふものもあるわ
けであります。二十五港だけが残つて
おるわけでありまして、成るべく早く
これにつきましましては協議の成立がし
ますように努力したい、こういうよう
に考へております。

○秋山俊一郎君 この二十五港は大體三種が多いのですか。

○説明員(林真治君) 重要な漁港であります第三種漁港につきましても、大體完了をしております。小さい港、小さい第一種漁港が大部分でございます。これはまあ一般漁港のほうから申しますならば、大港湾ではありますませんが、比較的重要な港湾であります。その中に比較的小さい漁港があるというようない問題が多いわけでありまして、漁港としての第三種漁港の問題につきましても、殆んど全部指定の關係につきましてもはつきりしております。

○秋山俊一郎君 もう一点、その第一種と申しますと、漁港から言くと、一番小さなものであつて、いわゆる船溜りの程度のもので考へておられますが、そう申しますと、比較的大きな港湾の中に漁船の船溜りを作ろうという点から、協議の上になかなか来ておるのではないかと申しますが、これは今もお話のように区域の問題が主となつてゐるのかも知れませんが、港湾局のほうはどうなんでしょうか。こういう点が、非常にむずかしい問題がたかさんございませうか。我々としてはとにかくこういうことで争つておつてもらつたのでは碍があかないのでいづれかきめて進んでもらいたいと思つてゐますが、何かむずかしい問題がございませうか、二十五港の中

○政府委員(今泉兼實君) 漁港指定で残つてゐる港についての御質問でございますが、二十五港の中にはすでに難港に指定された、政令によつた港もございませうが、或いは漁港が主でなく

て、他の工業的な性格の強いもの、或いは商業的な性格の強いものが残つてゐるかと存じますが、又一面比較的大きな港湾の中の一部に漁港としての働きをしておる部分もあるかと存するものであります。これらの面におきましては先般の港湾法の改正のときに、私は何もこの指定を拒否するのではなくて港湾でも漁港でも、両方が仕事のやりやすい形にしようではないかというので、港湾の一部に漁港があればそれを二重指定して行くという方法があるからその方法をお奨めしているような港が相当あるかと思つてお

○秋山俊一郎君 この今の運輸省との間の協議が整わないという事は、むずかしいものもあるかも知れませんが、今お話のように性格が多少違つていうことで整わないのもあると思つておられますが、これは私どもとしては小さい港ですといつても早くできるような方法を両方で協議してやつてもらわなければという問題がいつまでも残つておつては整備計画にも織込まれないことになりませうので、私どもは実体がどの港がどれくらいという事は知りませんが、抽象的に申すよりはかありませうが、大きな港の中にある船溜りだといつても或いは協議の整いにくい点もあるかも知れませんが、小さい港であるならばそうむずかしい問題は幾らもないのじやないかと思つてお

は何もならない。やられるものからやるうちに、法律的な解釈はいろいろありませうけれども、とにかく早く実現するような方向に協議を進めて頂きたい。こういうふうな希望を申上げておきます。

○千田正君 さつき今泉さんから日本水産業はとかく競争的なほうに考へられて行くために十分なる予算も獲得できなかつたといふふうな御説明がありました。それは我々も同感であります。そこで恐らく副食といふ点を考へ、主食に重点を置いたといふ点は、先ほど同僚の秋山委員からそういう問題でなくて、主食、副食共に日本の国民の食生活の大きな中心をなすものであるから十分考へて欲しいというの点には特にお願ひをしたいと思います。殊に只今の農林大臣が廣川君であつて、和尙さんであるからといつて魚を食わなければならぬ。国民生活に特にそういう点を考へてもらわなくてはならないので、これは水産庁長官あたりから特に大臣を魚を食うほうの漁業面に認識を深めておいて、放言でなく、前に廣川農林大臣が我々に説明したごとく所定の予算の獲得に猛進してもらいたい、かようにお願いをするわけでありませう。

問題は起らないはずであると、当然スミーズに行われるはずであるのかかわらぬお今日残つておる原因はどこにあるか、その点は甚だこれは納得できないのであります。そこで改めて漁港課長に私は質問しますが、どこに一体ネットワークがあつてこの問題が解決つかないのか、只今おつしやられた港湾局長のお話のようにこれは水産庁や農林省も運輸省も指定してお互いにそこに了解点を求めて予算の獲得も、又配分もできれば何も問題がないはずである、にもかかわらず今日なお進捗しないといふことにはどこかその原因があるものであるからその点をはつきり私どもは何かなければこの問題に対してはつきりした結論がつかないじやないか。こう思つておられるか、その点を伺わせて頂きたいと思つてお

○説明員(林真治君) 只今の御質問にありました第一指定の關係の問題でございますが、これは大體千三百足らずの問題につきまして、運輸省当局へのおりましては二十五港程度になつておるわけでございます。この二十五港につきましても、いろいろ御協議は進めておるわけでございます。或るものにつきましても、漁港の指定という問題を中止したほうがよろしいというような結論になりつたものもあるわけでございます。事業の実施の面から見ますならば、只今申しましたように、大部分のものについてはすでに協議が成立しまして、告示も出しておるわけでございます。只今実施しようとしておられます第一指定整備計画については見ますならば、四百五十港でありま

す。千三百足らずのうち四百五十港であります。又仮に第二次の整備計画を立てるといたしますならば、それについても指定の終つたものは相当たくさんあるわけでございます。この残りまして二十五港の問題につきましても、それは勿論早急に解決を図りたいとは考へておられますが、事業実施面におきまして、只今のところ支障があるといふふうには私ども考へておりません。併し原案のままで幾らでも残すというわけに参りませんので、至急にこの問題は私どもとしても解決を図りたいと、かように考へてお

○青山正一君 私は一点についてお聞きしたいと思つてお

に運輸省の港務局へ参りましたところ、局長がおいでにならないので計画課へ参りまして、いろいろ御意見を聞きましたところが、それは全部差上げました。もう少し増して頂きたいんですが、どういふふうな申入れをいたしましたところが、それは二十三年度のあれで多少残つておりますから考えましよう、どういふふうなお話でありました。そうしますと、この点で特に僕は安本にお伺いしたいと思つて、安本はすべてこのいふ関係はいろいろ抑えて、港務の関係はどれだけ、或いは漁港の関係にどれだけというふうに分けて、計画を立てて、このいふ災害復旧費とか、或いは公共事業費をお渡しになつておるものと私はみなしてありますが、どうもこのいふ点、水産に関する予算がどうも港務局から比べると非常に少いじやないかというふうな考えが、どういふ点について、噂でも結構ですが、安本のほうでどういふ点をお認めになるかどうか。最近安本の廃止論が出ておりますが、どういふ点で、どういふ廃止しなさいかというふうな議論も出るわけなんです、私らの建前からすれば、どうかしてどういふ点があるからして是非とも安本が必要になつて来るわけでありまして、どうか安本が残つて頂いて、どういふ点の特に解決して頂きたいというのを望むものであります、その点について一つお聞きしたい。

それから同時に港務局に一つ参考のためにお聞きしたいと思つて、只今参議院の専門員室でいろいろ調査した点によりますと、どうも二十三年度の災害は大休水産庁のほうでは殆んど完了いたしました、それから二十四年度は残りの事業の大体六〇％は完了した、或いは二十五年度は二七％程度は完了した、そうしますと相当まだ二十五年度の災害として、この水産の漁港関係では非常に残つておるわけなんです、同時に先ほど御報告申上げた通り、今年度はその二割七分しかできないんだというふうな非常なみじめな建前に進んでおるわけなんです、港務局のほうは一体どういふふうにしてこの事業のほうはなされておりますか。その点について一つ参考までに意見を伺いたしたいと思います。

○政府委員(今泉兼寛君) 只今の御質問ですが、港務関係と漁港関係について災害復旧の率、従つて公共事業費の配分に何か格段に相違があるのではなからうかという御質問のようでございしますが、私も従来査定いたしておりました関係におきましてはさういふことは絶対ございせん。恐らくさういふ甲部落、乙部落の関係を私想像いたしますのは、それほどの差ができるというのでは、発生年度の災害が違ふのではないかと……。

○青山正一君 いや、同時に……

○政府委員(今泉兼寛君) 若し同じだとして安本といたしましては、港務関係についても、漁港関係についても、全体の災害に対しての配分率等は変えておりませんから、復旧年次を特に港務関係を早くして漁港関係を遅くするなというところはございせん。若しどういふ点がお答えがあつたとして、或いは一般港務関係については、特定のところを早めて復旧し、そうでない、非重点的なところはもつと遅らす。つまりほかの港務の犠牲において

といたしますか、特定なところは早めてやろう。片方のほうの漁港関係がさういふ二七％というならそれは平均率でいつたところであつて、これはどれもこれも大体一樣の方針で配分する、さういふ案でそれ、運輸省なり、或いは水産庁の御方針として配分になつた予算をどういふふうにお使いになるという使用の相違はないか、安本とやつておられますからその点……。

○青山正一君 それがおかしいので、さういふことを言うために又それが中止になつたりすると困ります、その点一つ、どうか特に念を入れてお願ひしておくのですが、まだ多少剩り余裕がありますからその点は大丈夫です、さういふふうなお話でしたからその点一つ御参考までに念のため申添えておきます。

○政府委員(黒田静夫君) 一般の港務の予算なり災害の予算が、私も所管しております港務に対して、非常に窮屈なことは全く今までのお話の通りでございまして、港務についての予算を常にもちよつともらいたい、増額して頂きたいというのを私も、いつも安本、大蔵方面に陳情を申上げておるので、そのときに、せめて漁港整備の予算程度の率を頂戴できると港務は非常に整備されるのだというのをよく引例して申上げておるような事情でございまして、港務の整備費の予算は、終戦後諸種の事情の制約下におきまして、非常に立ち遅れておるのでございまして、この点は漁港に劣らないと私も感じておるのであります。できるだけ港務整備の要求を増額して頂いて、海運の振興なり或いは経済の復興

に足並みを揃えて行きたい、かように念願しておるような次第でございまして、

次にお話のありました災害予算につきましては港務といつたしましては、先ほど今泉次長のお話のあつた通りでございまして、この発生災害に対する許というものは安本でおきめになつておる通りでございまして、私も多少重点的にやつております。それで港務も恐らく重点的におやりになつておるのだらうと思つて、一つの県内で港務として見た場合の重要性と、漁港として見た場合の重要性の差異ができて来る。漁港として見た場合には、隣接であつても相当重要である場合には災害を受けた場合にその施設を早く復旧する必要があると、相当高い率の復旧費がつくこととあります、又少し離れた港におきましては相当低い率のつくこともあろうかと思つてございまして。只今例を出されませんでした、さういふふうな例の一つではないかと考へるのでございまして。

○青山正一君 これは弁明になると困りますので、只今その安本或いは港務局長からいろいろ御説明なすつておられたことも、これは半分ぐらいは事実だらうと思つて、あと半分は事実ではないのであります。併し私はそれを追及いたしますから、又私の村にも相当影響を受けますからして、この程度にとどめておきます。

○委員長(木下辰雄君) 本日この港務の議題として舞阪の舞阪港から参考人としてお二人の出席を求めております。舞阪港は既往三カ年はかり運輸省において調査をされたその結果、修築をされるはずの港でありながらその

まま放つてある。即ち舞阪港は、だんだん埋つて殆んど漁船の通行にも支障を来たすような現状であります、先ず舞阪の組合長から一応その事情の御発表を願ひたいと思つて、

○参考人(堀江寛君) 私舞阪漁業協同組合長の堀江であります。今切口は遠州灘における唯一の漁業根拠地たる舞阪、新居両港の入口であります。さうして漁船数は舞阪港が約二百三十隻、新居港が約七十隻、さうして伊良湖崎から御前崎の間の海面、いわゆる遠州灘です。この間の漁船総数の約三分の二をこの今切口から送り出しているであります。そして他の渥美半島の沿岸で約七十隻、福田、豊浜附近で約七十隻、さうしてこの遠州灘の総数が四百三十隻と、さうなつておるのであります。さうして漁獲高は舞阪が約二億五千万円にして百五十万貫、それから新居町が約一億万円、五、六千万貫程度の水揚げをいたしております。さうしてなほこの今切口を通じて浜名湖内の水揚げは、のり、かき或いはその他の海産物を合せ約二億円程度の漁獲が水揚げされております。さうしてこの今切口を通じて遠州灘及び浜名湖内で漁業に従事する漁民が大体五千人おられて、これに關係して十七カ町村の漁業協同組合があります。さうして特に舞阪、新居のごとき沿岸漁民としては、今切口の安定工事の成否は実に我々の生命を制するといつても過言ではないと存じます。それではこの今切口は昔はどうかであつたかという、大体水深が約五メートル、幅が千メートルくらいあつて、さうして千石船の航行も自由自在にできた時代もあつたのであります。とこ

ろが明治二十一年東海道線が敷設されて以来、漸次港口は塞がって行きまして、明治三十一年頃には約八百メートルの幅、それから大正八年頃には四百五十メートル、昭和七年には更に国道の架橋により港口は狭められて、昨年現在では約三百メートルとなり、そして水深も一メートル五十程度でございまして、我々としても遠洋漁業を計画したときもありましたが、大型漁船は到底出入することができませんので、漸次小型船となりまして、現在では主として沿岸漁業に従事するほかない、こういうような状態でございます。ところが最近の状況は、殊にこの埋没の度が甚だしくなりまして、どういふ關係が我々にはわかりませぬけれども、只今お手許に差上げであるような現況図面を御覽になりませぬとばかり言われども、非常に港口が今切口の両端と新居町と舞阪の両端が狭められて来て、殆んど食い違ひのような工合になりました、この図面で御覽の通り、昭和二十五年現在ではこの黒いのが洲になつておりましたのが、二十七年の五月一日現在で測量して見ますと赤線の洲がこういふふうに向方から、新居と舞阪のほうから出て来まして、もうよほどの食い違ひが出て来ておつて、そして船の航行する間は非常に狭くなり、おまけにこの点線で示されたようにこの洲以外に浅瀬がございまして、そうしてなお最近では五トンの漁船すら干潮時には航行ができません、こういう状態になつておりました、その五トンの船が航行できないという点は細かい点線で図示されておりますけれども、そうしてこの五トン以下の船が干潮時に通れないために、舞阪、新居は沿岸

漁業でありまして、毎日朝行つて晩歸るのであります。そういう關係でこの潮汐の干満の度合によりまして制約を受けるために、朝出漁する場合には思うような時刻に出漁ができない。そのために例えば朝五時或いは六時に、三時頃行く場合もありません、天候の關係で……そういう場合にこの潮汐の關係によりまして、出ようとと思つてもやはり朝丁度干潮時には出られない、それがために一時間も二時間も三時間も待つて出港し、そうして又晩歸るときにはやはり晩方干潮時であれば入れるけれども、干潮だと入れない。そうしてもう暗くなる時分まで、この今切口の沖合にたくさん船が聚集して、そうして潮潮になるのを待つておつて歸つて来る。そういうわけで、とつた魚もこれによつて非常に鮮度を落し、そうして価格の点においても非常に下落する、こういうふうな、経済面においても非常に損失をこうむり、なおそうして又これが一朝天候が激変しました、そうしてこの沿岸へ出ておる船が一時に歸つて、そうしてこの狭い港口を争つて入ろうとするときに、丁度干潮にぶつかると、入れぬために沖合で待つておる。こういう場合を予測した場合には、非常に我々としても経済的としてもこういう極く最近の現状のようではもうどうも安心して漁業ができません、こういうふうな状態に現在はおつておるのであります。それで若しこの今切口の工事が安定した際には我々としても多年の宿望であつた遠洋漁業も可能であり、水揚げ率も現在の数倍となり、現在の愛知県との漁業紛争も即時解決する、こういうふうなわけで、

我々としても昭和二十四年以来運輸省の技術研究所にお願いをして、港口固定、水深の安定等の今切口の安定工事について研究をお願いしてあります。だが、どうか一日も早くこの研究の成果を得まして、そうしてこの今切口の安定工事を促進してもらいたいと痛切に感ずる次第であります。それでなおこの今切口が先ず五百トンの船が仮に出入できる、こういうふうな状態になりましては、遠州灘を航行する船舶としては大体三月、九月のこの時期は非常に気象の激変期でありまして、そうして清水港を出た船が鳥羽まで入る間に、遠州灘においては實際難港として全然なく、或いは御前崎、伊良湖崎、あそこ今難港がでかかつておりますけれども、それまで歸るのがなか／＼、どちらへでも歸ればいい、こういうふうにお考えになるかも知れませぬけれども、この三月、九月というふうな、非常に気候の急激に変わる時期でありまして、一刻も早く港へ着きたいというのが航行業者の心理だと思ひます。そういう場合に、若し舞阪へ五百トンぐらゐの船が葉々を入れるとすると、こういうものが過去において事故があつたこの遺難が根絶するということとは間違ひないと思ひます。こういう見地から見まして、国家的見地からしても、避難港として非常に大きな意義を有するものだと思ひます。以上のような工合で、とにかく舞阪、新居方面としては非常に不安のうちに毎日出漁しておるといふような実情にありますが、是非一つ促進方をお願いしておきたいと思ひます。

御説明願ひたいと思ひます。
○参考人(前田勇君) 私新居漁業協同組合の前田勇でございます。
只今詳細について舞阪の堀江さんからお話がありました。この浜名湖の今切口は現在においては五トン未満の船でさえも干潮時には出入りができないというふうな現状で、地元の漁民としては一日も早くこの港の修築工事を促進して頂きたい、こういうふうに言つておられ、又この港口が現在幅二百メートル、深さ〇・八メートルぐらゐの、干潮時にはそれぐらゐの深さであるので、到底港としての価値は現在ないような状態でありまして、よろしくお願ひいたします。
○委員(木下辰雄君) 只今参考人の発言がありました。黒田港局長から今日までの調査並びに修築の経過を一つお述べを願ひたいと思ひます。
○政府委員(黒田勝夫君) 浜名湖の問題につきましては、もう極めて長い問題でございます。私が港灣に關係いたしました二十数年前から問題になつておつたような次第でございます。終戦後静岡岡県と浜名湖の地元は非常に強い御要請に成りまして、運輸技術研究所のほうで相当詳細な調査を行なつております。その調査の結果につきまして一応発表しております。又詳細な報告を来たした五月二十日静岡岡県より刊行物を以て発表される予定になつております。

調査事項等は省略いたしました。調査の結果の概要を御説明いたします。この浜名湖の埋没の原因は外海の影響である。外海の潮流は流出入とは無關係であるといふこと、それから湖内水位の変化は天体の潮汐力の直接の結果ではない。それから新居、舞阪両流路における流水は外海の潮汐と湖面の水位との差によつて支配される。つまり水位差が多ければ多いほどいいのであります。この流量の多少が湖口の掃流上大きな影響を持つてゐるというふうな点が調査の結論でございます。維持の方法といたしましては、以上の調査の結果から湖口の維持の方法といたしましては、舞阪、新居の両流路におきましては、流水の疏通をよくするといふこと、それから湖口の維持の方法といたしまして、この今切口の有効幅員を決定すると、これがなほ幅員等につきましては技術的に、或いは学問的問題があるかと存するのですが、この今切口の有効幅員を湖口より大きくならんようにする。それから村柳、鷹津等の鉄道線路に囲まれた水域を浚渫すると、つまり湖口の深部との間に導筋を作つてやるような方法を考えればいいのではないかと。これが一応の調査の結果でございます。この舞阪、新居地区につきましては、舞阪は濶湯でございますし、新居は港でございますし、私どものほうとしては新居に通ずる水路の一部の浚渫をやつておると記憶いたしておられます。これによつて幾らかでも改良を図つておられるような次第でございます。更にこれを拡大しまして、今切口の湖口を固定してやるという問題につきましては、非常に多額の経費を要するもので、この点今後財政上の關係等を十分……一に技術的問題でなくて、予算措置の、予算の枠の問題かと思つてございまして、相当多額の金が、恐らく億という単位にならうと思つて

すが、そういうたような巨額の費用がかかりますので、現在の港湾改良費の枠では、それが相当でない限りむずかしいような気がいたすのでございませうが、併しこれは一刻も早くやりたいのは、私どももその気持でございませうので、予算獲得には一段と努力いたしまして、できるだけ早い機会にこれが実現するように努めて行きたい、かように存じておるような次第でございませう。

○委員長(木下辰雄君) 只今の港湾局長のお話ですが、億ぐらゐの金であれば、そう大して大きな金とは言えんと私は思いますが、漁港でさえも三億とか三億五千万とかでやつておりますが、殆んど港が潰れるというような場合において、而も永年調査をして、大体結論が出た場合において、僅か億ぐらゐの金のために延期するということはどうかと思ひますが、もう一遍港湾局長の御意見を承わりたいと思ひます。

○政府委員(黒田静夫君) 億という單位が私今その計画の資料を持つておりませんので、一億であるか、或いは三億であるか、はつきり覚えておらないのでございませうが、そういう金を三カ年計画でやりますか、或いは五カ年計画になるかわかりませんが、新らしく着手するということにつきましては、経済効果その他、他の港湾とのいろいろな比較等につきまして十分検討いたしたいと存するのでありまして、若し漁港の改良費のほうで相当額が出るのでということであれば、港湾としても相当考えなくちやいかんのではないかと、かように考へます。

○委員長(木下辰雄君) これについて何か御質問ありませんか。

只今の局長のお話は漁港のほうの予算から出ればやるのであるというようなお話がありましたが、これに對して水産当局のお考えを承わりたいと思ひます。

○説明員(林真治君) 先ほど委員長から漁港でもまあ億というふうな予算でやつておるところもあるじやないかと、いとお話でありました。確かにやつておるところはございませうが、それは漁港の立場から見まして、最も重要なところ考へられますところにつきましては、そういう措置をしておるところもあるわけでありませう。舞阪につきましては、漁港の区域は只今のところ内部だけになつておるわけでありませう。従いまして先ほど港湾局長から御説明がありましたように、浜名湖口の問題は非常にむずかしい問題でもあつたわけでありまして、いろいろ御研究を願つてゐる次第であります。漁港の立場から申しますと、只今のところでは内部の舞阪だけの問題といたしまして、従つて漁船系統につきましても現状の水深を余り出でられない範圍におきまして計画をしてやつて来ているわけでありませう。この問題につきましては、大体今までの予算を以ちまして近いうちに計画しました事業は完成するのではありませんかというふうな考へております。将来の問題につきましては、只今までのところそういう財政上の問題につきまして研究いたしたことは実はないのでございませう、今後検討いたしたいと思つておられます。

○委員長(木下辰雄君) 他に御意見ございませうか。

○千田正君 これは結論としては、それでは外は運輸省のほうの所管港としてやつて頂けるか。

○委員長(木下辰雄君) さように委員として何か態度をきめたいと思ひますが、大体漁港全般にいたしましても非常に不完全で、年々の台風においては港内において数百の船が沈没若しくは破壊をしてゐる。この損害は先に秋山君の言われたように莫大なものである。そうして国会に對する陳情、請願の殆んど八〇％は漁港に關する陳情、請願である。これを以て見ても如何に日本の漁港が不完全であるかということがわかると思ひます。それにもかかわらず予算が非常に少い。これは運輸省において、只今のお話にあつたように予算は非常に少いというものであります。併し舞阪港のごときもうまことに港口がつぶれんとするような港々に對して、而も調査が完了して結論が出た場合に、いつ予算が取れるかわからんとするやうな状態で放置するということはいふやうな状態で放置するということには、これは國家の損失も非常に大きいと思ひます。この問題等に対しては政府當局は十分一努力して一日も早く港が調査の通り完成するやうに私どもは要望したいのであります。港湾局長として予算が取れないならば仕方がないといふやうなお話のようでありませうが、先に参考人からも陳情のやうに、遠州灘における一つの大きな避難港としての役割をする。以前は相当帆船や機船も遊難しておりましたが、現在は五トン級ほどの船さえも通行が困難であるといふ場合において、港としての価値も現在は非常に減殺しておりますが、一旦これは修築すれば価値は非常に大きい。又漁港としても相当船が出入りを

しているというやうな現状でありますので、水産庁も又港湾局長も特にこれは関心を持つてやつて頂きたいといふことを私は特に要望いたします。これに對して何か参考人からの御発言がありますか。

○参考人(堀江寛蔵君) 只今私どもは丁度この舞阪港の問題についていろいろと港灣或いは土木關係のお話を承わつておりました、そういう面を聞いて一応の財政状態、こゝういふ面を聞いて一応の財政状態については、實際において、尤もだとは思ひますが、併しこの今切の口の場合においては、實際において、そう言つて甚だ極端な言ひ分になるかも知れませぬけれども、我々ほどにかかると漁民ですから思つたままを率直に申上げるといふ氣持で一つお聞き流しを願ひたいと思ひます。普通陳情されるいろいろの陳情とは違つて、實際は我々が今現に死の寸前にあるといふ、事實非常に切迫した状態になつてゐるのであります、そうしてこれが、若し一年とか半年のうちに埋没したとなつた場合においては、非常に我々として、丁度暗闇に突落されたやうな感じがするのであります。そうしてなお又舞阪の漁港としても、漁港課のお蔭で大分漁港としては一応整備しかつたにもかかわらず、この今切の口のためにこの漁港が、若し今切の口が埋没して航行ができないということになると、實際も今までかけた金は無論無価値になる。そればかりでなくて何千人と、その背後にある漁民の心情を思うときは、本當に我々としても悲愴な感を抱くものであります。そういうわけでありませうから、是非一つこの際政府としてもいろいろな財政の状態もございませうが、そういう非常に急

迫した状態でありませうから、是非運輸省それから漁港課と両方で一つよく御協議の上一日も早く何とか手を打つてもらいたい。こゝ存するのであります。

○青山正一君 私とにかく水産のほうには多少友人のやうな氣がするのであります。この問題に關する限りちよつとどつちかと申すと、私の頭の悪いせいかも知れませんが、ちんぷんかんぷんわからぬのであります。私は、國が京都でありますから、あちらに歸るとき見ますが、これは見た上で相當考へなければならぬと思ひますが、どうなんですか。これは水産庁のほうで今までのこの工事にどういふやうな計画でかつておられますか。その点についてお聞きしたいと思ひますが、今までの舞阪港について何か國家として相當助成したり、何かしてやつてゐるのですか、どうなんですか。その点についてちよつとお聞きしたいと思ひます。

○説明員(林真治君) 舞阪の漁港といつたしましては、今まで漁港修築補助を以ちまして相当強くやつてゐるわけでありませう。これは浜名湖の右側のほうの狭い区域の問題であります。その区域の中に入りましてからのものであります。それで今の今切の口の問題がございませうので、これはまあいろいろ先ほどからもお話がありましたやうに御研究になつておつたわけでありませうが、現在の水産程度を考へまして、漁船も従いまして将来の発展、大型化といふことは第二段といたしまして、現在の姿で以て内部の接岸なり、收容なりこれが不十分である。それを完了するだけのことばやつて来たわけでありませう。

只今計画をしております事業内容は、
そういう点になつております。

○青山正一君 何か浚渫工事などもや
つていのですか、どうなんでしょうか。

○説明員(林真治君) ですから内部の
区域内だけの問題は考へていられるわけ
であります。

○青山正一君 どうも私が見たので
は、右側ということ聞きましたが、
私から見ると何だか左側のようにも
考へて、どつちかと言つたらちんぷんか
んぷんわからないのであります。こ
れはよほど現場を見た上でないと、こ
れは委員長も御覧になられたと思いま
すが、ここに千田さん、秋山さんもお
られますが、何だかこの地図ではどう
いう見当であるかさつきから頭を悩ま
して居るのであります。一体どうい
うところになつて居るのか。その
問題から研究して行かなければならな
いと思ひますから、一つその実情を伺
いたい。

○千田正君 青山委員の言われた通り
であります。大体今切口という今の
堀江組合長のおつしやる区域が今は外
洋の中に入るか、早く言へば運輸省の行
政区域内に入るのか、それとも水産庁
のほうの今の漁港というような問題の
中に入るものであるかということ、
大体その査定はどちらなのですか。

○委員長(木下辰雄君) 黒田港局長
にお伺いいたしますが、運輸省の区域
ですか。運輸省で今までやつておりま
すか、どういふふうになつております
か、今切口は。

○政府委員(黒田静夫君) 今切口は一
般の港事業でありまして、その中に
舞阪漁港があることになつておりま
す。

○千田正君 今の港局長の御説明に
よるといふと、これは両方に関係して
おるわけですね。でありますから、
私どもの考え方から言へば、農林省の
ほうも予算を組み、それから運輸省の
ほうも組んで、両方で幾らかずつ出し
合つて、そうしていわゆる住民の生活
の安定を考へてやるのが至当ではない
かと思ふ。そういう点についてはどう
いふふうになつておられますか。

○政府委員(黒田静夫君) お説の通り
のことを私は去年から考へておりま
す。

○参考人(堀江寛蔵君) これらのこと
について、ちよつと私が知つておる限
りのことを申し上げます。これが非常
に入組んでおると申しますか、この今切
口の、舞阪側のほうで申しますと、こ
の今切口の東端、舞阪側のほうは、こ
れは建設省のほうの砂防に関する部分
でありまして、これは建設省の所管に
なつております。そしてこの突端か
ら、こちらにございます東海道線の第
一号鉄橋の西寄りの二本目の鉄橋を見
通したものが水産庁関係の区域となつ
ております。それからこの今切口が、
奥のほうの村瀬、鷺津の線を結んで浜
名湖となつておられますが、丁度舞阪の
今切口の東端が……

○秋山俊一郎君 その今切口というの
はどれですか。

○参考人(堀江寛蔵君) この浜名湖と
遠州灘の通ずるこの口を今切口と言
うのであります。そうしてこの今切口の
突端は丁度建設省と水産庁と運輸省の
頂点に立つておるのであります。そう
いふ関係に立つておられます。だからや
つぱりこの突端については建設省のほ
うにも相当お世話になつておるのであ
ります。だからこれはやつぱり三省へ
我々考へると関係のあるように思
います。一つそういう面が非常に複雑し
ておるようになつておられます。

○千田正君 経済安定本部はこういう
ような問題に對しても或る場合にお
いては調停の役を勤められるのであ
りますか、そういう面においては、今
の三省が、即ち区域をめぐつての観点
から見ました場合には、どういふよう
な方法が一番いいかという目安がつか
ないから、一つ今泉次長から、御参考まで
にお話を承わりたいと思ひますが、ど
うですか。

○政府委員(今泉兼寛君) これは電気
等についてもよくあることでございま
して、大抵は二省なり三省なりで話し
合ひがついてきまつた問題については、
別段安定本部といたしましては特に進
んで調停ということをやつておりませ
んが、二省或いは三省あたりが話がつか
ない問題については、やはり第三者的
調停の立場に立つて安本がその調停役
に立つてまゝとした事例は、電力問題、
河川問題、港灣問題についても今以て
相当ございます。従つてこの問題は今
三省に大分関係のある問題のようで
ございまして、三省でお話合ひがつい
て円満にまゝまればこれは結構でござ
います。何かその関係で障害が受と
いふ問題であるならば、安本がその調
停と言ひますか、世話役に立つてこの
問題の促進方について乗出すことは、
決してやぶさかではないのでありま
す。

○青山正一君 安本の必要論もそこか
ら生れて来るだろうと思ひますが、事
実上どういふことではないでしょうか。つ
まり港灣を主体として進んで行くとい
うことになりまして、漁港のほうに非
常に影響がある。或いは漁港のほうを
やると港灣のほうに非常に影響があ
る。例えば港灣のほうが主体となつて
大きい突端でもこしらえたとそこへい
ろいろの砂が溜まつたりなんかして、
漁港のほうに非常に損害を受ける。恐
ろしいのが、即ち区域をめぐつての観点
から見ました場合には、どういふよう
な方法が一番いいかという目安がつか
ないから、一つ今泉次長から、御参考まで
にお話を承わりたいと思ひますが、ど
うですか。

○政府委員(今泉兼寛君) 結構でござ
います。私はこの問題はまたそれは
ど真鍮にいろ／＼検討したこともござ
いませぬので、それから私のほうでい
たすにしても、一つ奥のほうの現場関
係でこつたことは一応おまゝと
なつて持つて来て頂きますと、問題
は施工上の問題でございまして、一
つ現地のほうの奥のほうでこの問題
をどうするかということを一応おまゝと
なつて、それで予算上の問題、国庫
補助等の問題については一応お持ちに
なる、順序としてはさういふふうに進
んでまらつたらば、安本では喜んでま
とまらない点についてはまゝとめたいと
考へておられます。

○委員長(木下辰雄君) 両参考人に申
上げますが、奥のほうに建設関係もあ
れば、運輸関係もあり、水産関係もある
のですから、そこで一つまゝとめて持つ
て来れば安本で大きい取上げようとい
うようなことですから、さういふお苦
折を願ひたいと思ひます。

○政府委員(今泉兼寛君) 結構でござ
います。私はこの問題はまたそれは
ど真鍮にいろ／＼検討したこともござ
いませぬので、それから私のほうでい
たすにしても、一つ奥のほうの現場関
係でこつたことは一応おまゝと
なつて持つて来て頂きますと、問題
は施工上の問題でございまして、一
つ現地のほうの奥のほうでこの問題
をどうするかということを一応おまゝと
なつて、それで予算上の問題、国庫
補助等の問題については一応お持ちに
なる、順序としてはさういふふうに進
んでまらつたらば、安本では喜んでま
とまらない点についてはまゝとめたいと
考へておられます。

○参考人(堀江寛蔵君) これは陳情書
の内容にあると思ひますが、昭和十六
年に安芸博士が計画されましたそれを
参考資料として差上げてあるのでござ
います。

○委員長(木下辰雄君) 今聞いており
ます。水産庁のほうでは指定は、漁
港区だけ指定してあるから外海とも通
ずる今切口に対しては自分のほうは関
係がないというふうになつて居る。こ
ろが黒田局長は今切口のほうは運輸省の
所管である、水産庁のほうで漁港の
ほうで金を幾らか出してもらえば進行
は早いというふうな話であります。そ
れから今の堀江さんのお話では建設省

も関係があるというお話で、三省に関
係があるというふうなことになる、
なか／＼これはうまく行かない。それ
で今、今泉次長の言われたように、安
本で一つこつた問題は調節して円満
に行くようになつてお骨折を願ひたいと思
ひます。よろしくございませぬか。

○政府委員(今泉兼寛君) 結構でござ
います。私はこの問題はまたそれは
ど真鍮にいろ／＼検討したこともござ
いませぬので、それから私のほうでい
たすにしても、一つ奥のほうの現場関
係でこつたことは一応おまゝと
なつて持つて来て頂きますと、問題
は施工上の問題でございまして、一
つ現地のほうの奥のほうでこの問題
をどうするかということを一応おまゝと
なつて、それで予算上の問題、国庫
補助等の問題については一応お持ちに
なる、順序としてはさういふふうに進
んでまらつたらば、安本では喜んでま
とまらない点についてはまゝとめたいと
考へておられます。

○参考人(堀江寛蔵君) 今聞いており
ます。水産庁のほうでは指定は、漁
港区だけ指定してあるから外海とも通
ずる今切口に対しては自分のほうは関
係がないというふうになつて居る。こ
ろが黒田局長は今切口のほうは運輸省の
所管である、水産庁のほうで漁港の
ほうで金を幾らか出してもらえば進行
は早いというふうな話であります。そ
れから今の堀江さんのお話では建設省

も関係があるというお話で、三省に関
係があるというふうなことになる、
なか／＼これはうまく行かない。それ
で今、今泉次長の言われたように、安
本で一つこつた問題は調節して円満
に行くようになつてお骨折を願ひたいと思
ひます。よろしくございませぬか。

○政府委員(今泉兼寛君) 結構でござ
います。私はこの問題はまたそれは
ど真鍮にいろ／＼検討したこともござ
いませぬので、それから私のほうでい
たすにしても、一つ奥のほうの現場関
係でこつたことは一応おまゝと
なつて持つて来て頂きますと、問題
は施工上の問題でございまして、一
つ現地のほうの奥のほうでこの問題
をどうするかということを一応おまゝと
なつて、それで予算上の問題、国庫
補助等の問題については一応お持ちに
なる、順序としてはさういふふうに進
んでまらつたらば、安本では喜んでま
とまらない点についてはまゝとめたいと
考へておられます。

も関係があるというお話で、三省に関
係があるというふうなことになる、
なか／＼これはうまく行かない。それ
で今、今泉次長の言われたように、安
本で一つこつた問題は調節して円満
に行くようになつてお骨折を願ひたいと思
ひます。よろしくございませぬか。

○政府委員(今泉兼寛君) 結構でござ
います。私はこの問題はまたそれは
ど真鍮にいろ／＼検討したこともござ
いませぬので、それから私のほうでい
たすにしても、一つ奥のほうの現場関
係でこつたことは一応おまゝと
なつて持つて来て頂きますと、問題
は施工上の問題でございまして、一
つ現地のほうの奥のほうでこの問題
をどうするかということを一応おまゝと
なつて、それで予算上の問題、国庫
補助等の問題については一応お持ちに
なる、順序としてはさういふふうに進
んでまらつたらば、安本では喜んでま
とまらない点についてはまゝとめたいと
考へておられます。

○参考人(堀江寛蔵君) 今聞いており
ます。水産庁のほうでは指定は、漁
港区だけ指定してあるから外海とも通
ずる今切口に対しては自分のほうは関
係がないというふうになつて居る。こ
ろが黒田局長は今切口のほうは運輸省の
所管である、水産庁のほうで漁港の
ほうで金を幾らか出してもらえば進行
は早いというふうな話であります。そ
れから今の堀江さんのお話では建設省

も関係があるというお話で、三省に関
係があるというふうなことになる、
なか／＼これはうまく行かない。それ
で今、今泉次長の言われたように、安
本で一つこつた問題は調節して円満
に行くようになつてお骨折を願ひたいと思
ひます。よろしくございませぬか。

○政府委員(今泉兼寛君) 結構でござ
います。私はこの問題はまたそれは
ど真鍮にいろ／＼検討したこともござ
いませぬので、それから私のほうでい
たすにしても、一つ奥のほうの現場関
係でこつたことは一応おまゝと
なつて持つて来て頂きますと、問題
は施工上の問題でございまして、一
つ現地のほうの奥のほうでこの問題
をどうするかということを一応おまゝと
なつて、それで予算上の問題、国庫
補助等の問題については一応お持ちに
なる、順序としてはさういふふうに進
んでまらつたらば、安本では喜んでま
とまらない点についてはまゝとめたいと
考へておられます。

○参考人(堀江寛蔵君) 今聞いており
ます。水産庁のほうでは指定は、漁
港区だけ指定してあるから外海とも通
ずる今切口に対しては自分のほうは関
係がないというふうになつて居る。こ
ろが黒田局長は今切口のほうは運輸省の
所管である、水産庁のほうで漁港の
ほうで金を幾らか出してもらえば進行
は早いというふうな話であります。そ
れから今の堀江さんのお話では建設省

も関係があるというお話で、三省に関
係があるというふうなことになる、
なか／＼これはうまく行かない。それ
で今、今泉次長の言われたように、安
本で一つこつた問題は調節して円満
に行くようになつてお骨折を願ひたいと思
ひます。よろしくございませぬか。

○政府委員(今泉兼寛君) 結構でござ
います。私はこの問題はまたそれは
ど真鍮にいろ／＼検討したこともござ
いませぬので、それから私のほうでい
たすにしても、一つ奥のほうの現場関
係でこつたことは一応おまゝと
なつて持つて来て頂きますと、問題
は施工上の問題でございまして、一
つ現地のほうの奥のほうでこの問題
をどうするかということを一応おまゝと
なつて、それで予算上の問題、国庫
補助等の問題については一応お持ちに
なる、順序としてはさういふふうに進
んでまらつたらば、安本では喜んでま
とまらない点についてはまゝとめたいと
考へておられます。

○参考人(堀江寛蔵君) 今聞いており
ます。水産庁のほうでは指定は、漁
港区だけ指定してあるから外海とも通
ずる今切口に対しては自分のほうは関
係がないというふうになつて居る。こ
ろが黒田局長は今切口のほうは運輸省の
所管である、水産庁のほうで漁港の
ほうで金を幾らか出してもらえば進行
は早いというふうな話であります。そ
れから今の堀江さんのお話では建設省

も関係があるというお話で、三省に関
係があるというふうなことになる、
なか／＼これはうまく行かない。それ
で今、今泉次長の言われたように、安
本で一つこつた問題は調節して円満
に行くようになつてお骨折を願ひたいと思
ひます。よろしくございませぬか。

○政府委員(今泉兼寛君) 結構でござ
います。私はこの問題はまたそれは
ど真鍮にいろ／＼検討したこともござ
いませぬので、それから私のほうでい
たすにしても、一つ奥のほうの現場関
係でこつたことは一応おまゝと
なつて持つて来て頂きますと、問題
は施工上の問題でございまして、一
つ現地のほうの奥のほうでこの問題
をどうするかということを一応おまゝと
なつて、それで予算上の問題、国庫
補助等の問題については一応お持ちに
なる、順序としてはさういふふうに進
んでまらつたらば、安本では喜んでま
とまらない点についてはまゝとめたいと
考へておられます。

○参考人(堀江寛蔵君) 今聞いており
ます。水産庁のほうでは指定は、漁
港区だけ指定してあるから外海とも通
ずる今切口に対しては自分のほうは関
係がないというふうになつて居る。こ
ろが黒田局長は今切口のほうは運輸省の
所管である、水産庁のほうで漁港の
ほうで金を幾らか出してもらえば進行
は早いというふうな話であります。そ
れから今の堀江さんのお話では建設省

も関係があるというお話で、三省に関
係があるというふうなことになる、
なか／＼これはうまく行かない。それ
で今、今泉次長の言われたように、安
本で一つこつた問題は調節して円満
に行くようになつてお骨折を願ひたいと思
ひます。よろしくございませぬか。

○政府委員(今泉兼寛君) 結構でござ
います。私はこの問題はまたそれは
ど真鍮にいろ／＼検討したこともござ
いませぬので、それから私のほうでい
たすにしても、一つ奥のほうの現場関
係でこつたことは一応おまゝと
なつて持つて来て頂きますと、問題
は施工上の問題でございまして、一
つ現地のほうの奥のほうでこの問題
をどうするかということを一応おまゝと
なつて、それで予算上の問題、国庫
補助等の問題については一応お持ちに
なる、順序としてはさういふふうに進
んでまらつたらば、安本では喜んでま
とまらない点についてはまゝとめたいと
考へておられます。

○参考人(堀江寛蔵君) 今聞いており
ます。水産庁のほうでは指定は、漁
港区だけ指定してあるから外海とも通
ずる今切口に対しては自分のほうは関
係がないというふうになつて居る。こ
ろが黒田局長は今切口のほうは運輸省の
所管である、水産庁のほうで漁港の
ほうで金を幾らか出してもらえば進行
は早いというふうな話であります。そ
れから今の堀江さんのお話では建設省

も関係があるというお話で、三省に関
係があるというふうなことになる、
なか／＼これはうまく行かない。それ
で今、今泉次長の言われたように、安
本で一つこつた問題は調節して円満
に行くようになつてお骨折を願ひたいと思
ひます。よろしくございませぬか。

○政府委員(今泉兼寛君) 結構でござ
います。私はこの問題はまたそれは
ど真鍮にいろ／＼検討したこともござ
いませぬので、それから私のほうでい
たすにしても、一つ奥のほうの現場関
係でこつたことは一応おまゝと
なつて持つて来て頂きますと、問題
は施工上の問題でございまして、一
つ現地のほうの奥のほうでこの問題
をどうするかということを一応おまゝと
なつて、それで予算上の問題、国庫
補助等の問題については一応お持ちに
なる、順序としてはさういふふうに進
んでまらつたらば、安本では喜んでま
とまらない点についてはまゝとめたいと
考へておられます。

○参考人(堀江寛蔵君) 今聞いており
ます。水産庁のほうでは指定は、漁
港区だけ指定してあるから外海とも通
ずる今切口に対しては自分のほうは関
係がないというふうになつて居る。こ
ろが黒田局長は今切口のほうは運輸省の
所管である、水産庁のほうで漁港の
ほうで金を幾らか出してもらえば進行
は早いというふうな話であります。そ
れから今の堀江さんのお話では建設省

午後三時三十九分散会

五月十日予備審査のため、本委員会に
左の事件を付託された。

一、日本国とアメリカ合衆国との間
の安全保障條約に基き駐留する台
衆軍隊に水面を使用させるため

案
の漁船の操業制限等に関する法律

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律案
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律

(漁船の操業の制限又は禁止)

第一條 内閣総理大臣は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き日本国内及びその附近に配備されたアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍の使用に供する水面を提供するため必要があるときは、農林大臣の意見をきき、一定の区域及び期間を定めて、漁船の操業を制限し、又は禁止することができらる。

(損失の補償)

第二條 国は、前條の規定による制限又は禁止により、当該区域において従来適法に漁業を営んでいた者が漁業経営上こうむつた損失を補償する。

2 前項の規定により補償する損失は、通常生ずべき損失とする。

(損失補償の申請)

第三條 前條の規定による損失の補償を受けようとする者は、総理府令の定めるところにより、その者の住所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して、損失補償申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請書を受理したときは、その意見を記載した書面を当該申請書に添えて、これを内閣総理大臣に送付しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の書類を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なくこれを都道府県知事を経由して当該申請者に通知しなければならない。

(異議の申立)

第四條 前條第三項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日から三十日以内に、総理府令で定める手続に従い、内閣総理大臣に対して異議の申立をすることができらる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による申立があつたときは、その申立のあつた日から三十日以内にこれについて決定し、これを申立人に通知しなければならない。

(補償金の交付)

第五條 政府は、前條第一項の規定による異議の申立がないときは、同項の期間の満了の日から三十日以内に、同項の規定による異議の申立があつた場合において同條第二項の規定による決定があつたときは、同項の通知の日から三十日以内に、補償を受けるべき者に対し、当該補償金を交付する。

(増額請求の訴)

第六條 この法律により決定された補償金の額に不服がある者は、訴をもつてその増額を請求することができらる。

2 前項の訴においては、国を被告とする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 調達庁設置法(昭和二十四年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十條に次の一号を加える。

八 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律(昭和二十七年法律第 号)の施行に關すること。

昭和二十七年五月二十六日印刷

昭和二十七年五月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所